

事業項目	令和7年度事業 重点項目	令和7年度 事業計画	令和7年度 実績報告
①総合相談支援業務	【総合相談】 ○地域住民や関係機関への総合相談窓口の周知 ○住民の複雑化・複合化した支援ニーズに、専門性を活かした相談対応 【地域包括支援ネットワークの構築】 ○既存のネットワークの活用と、新たなネットワークの構築 ○地域包括ケアシステム充実のために関係機関や地域の支援者との協働 【実態把握】 ○圏域の実態について情報収集し、地域ニーズに応じた取り組みの実施	【総合相談】 ○地域住民や関係機関へ総合相談窓口の広報活動 ○公民館等での総合相談窓口の開催 ○ネットワークを活用した連携により、センター外他機関の専門職とも協力して、個別ニーズに対応した支援を行う ○研修受講により職員のスキルアップを図る 【地域包括支援ネットワークの構築】 ○行政との連携 ○東部圏域の生活支援コーディネーターや民生委員、関係機関との協力体制の構築 ○サービス担当者や地域の支援者と繋がり、最新の情報を収集して相談事例への的確な対応ができる体制づくり 【実態把握】 ○生活支援コーディネーターや民生委員、公民館や駐在署等との情報交換の実施 ○高齢者サロン等の地域活動を訪ね、高齢者や関係者への聴取から地域実態を把握する	【総合相談】 【地域包括支援ネットワークの構築】 【実態把握】
②権利擁護業務	【高齢者虐待への対応】 ○相談・通報への早期対応、益田市総合支援課や関係機関との迅速なチーム支援の実施 【判断能力を欠く常況にある人への支援】 ○権利擁護の観点での支援の充実 ○関係機関等と連携しながら、個別事例への対応 【消費者被害の防止及び対応】 ○消費者被害を予防する地域づくり 【広報・啓発活動】 ○権利擁護に関する各種制度の普及啓発を実施	【高齢者虐待への対応】 ○相談や通報時の迅速な情報収集を行い、高齢者虐待対応フローチャートに基づきチーム内での役割分担をして支援を迅速に開始する ○コア会議や権利擁護推進会議で関係職種と支援方針を検討 【判断能力を欠く常況にある人への支援】 ○益田市への相談、法律専門職との連携、成年後見制度利用の支援の実施 ○認知症疾患医療センターとの連携や早期受診への支援 ○認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームとの連携・協働 ○益田市権利擁護推進会議への出席 【消費者被害の防止及び対応】 ○消費者センターや警察署等の関係機関との連携 ○住民への消費者被害防止の普及啓発 【広報・啓発活動】 ○認知症高齢者の相談窓口であることの広報活動 ○住民へ認知症理解への普及啓発 ○地域活動等に出向き、権利擁護に関する各種制度の広報	【高齢者虐待への対応】 【判断能力を欠く常況にある人への支援】 【消費者被害の防止及び対応】 【広報・啓発活動】
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	【関係機関の連携体制構築支援】 ○地域包括ケアシステム充実のための、フォーマル・インフォーマルサービス等の社会資源担当者との連携体制作り 【介護支援専門員に対する支援】 ○介護支援専門員が抱える課題について後方支援 ○研修開催 【主任介護支援専門員との連携】 ○地域のケアマネジメント力向上のための連携	【関係機関の連携体制構築支援】 ○社会資源担当者との連携体制の維持・向上 ○総合事業の住民主体サービス担当者とのネットワーク強化 【介護支援専門員に対する支援】 ○介護支援専門員からの随時の相談対応、ネットワークを活用しながら支援方法の検討、直接的・間接的な後方支援 ○ケアマネジメント支援研修の開催（研修委員会） 【主任介護支援専門員との連携】 ○ケアマネジメント支援研修の協同開催（研修委員会）	【関係機関の連携体制構築支援】 【介護支援専門員に対する支援】 【主任介護支援専門員との連携】

④介護予防ケアマネジメント	【自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント】 ○心身の状況や置かれている環境に応じて自らの選択に基づいたサービス利用ができるよう、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施 ○総合事業利用の推進	【自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント】 ○自立支援に向けたケアマネジメントの実施 ○総合事業介護予防ケアマネジメント運用マニュアルに基づいたマネジメントの実施 ○益田市ケアマネジメント連絡会へ出席し、地域・高齢者支援事業について情報収集する ○総合事業の実施主体との関係をつくり、ケアマネジメントに活用できる ○公正性・中立性を保った居宅介護支援事業所へのケアマネジメント委託 ○委託居宅介護支援事業所への総合事業住民主体サービス等の活用の働きかけ ○アセスメント（主に健康管理等）における要点について情報提供 ○研修受講により職員のスキルアップを図る	【自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント】
⑤圏域地域ケア会議	【圏域地域ケア会議の開催】 ○定例型地域ケア会議と第二層協議体（随時型地域ケア会議）の開催 ○地域課題について適切な会議体への繋ぎ	【圏域地域ケア会議の開催】 ○4 地区（安田・鎌手・種・北仙道）毎に民生委員や生活支援コーディネーター等の出席を得て地域ケア会議を開催し、地域課題の検討、課題解決や資源開発に向けた取り組みを行う ○第二層協議体と合同で、各職（公民館長、地域魅力化応援隊、地域マネージャー、専門職、行政）を招集した地域ケア会議を開催し、住民主体の移動支援サービス（訪問型サービス・活動D）を創出する ○挙げた地域課題が解決困難な場合は、益田市地域ケア推進会議や各種会議体へ繋ぐ	【圏域地域ケア会議の開催】
⑥任意事業・その他	【任意事業】 ○住み慣れた自宅生活継続のため、住宅改修の支援 【その他】 ○運営に関する会議への出席 ○苦情への適切な対応 ○個人情報の保護と適切な取り扱い ○フレイルの早期発見・早期対応 ○地域住民へ人生会議（ACP）の推進	【任意事業】 ○住宅改修の相談・手続き支援 【その他】 ○益田市介護保険運営協議会への出席 ○益田市地域ケア推進会議への出席 ○益田市地域ケア個別会議への出席 ○益田市地域包括支援センター連絡会議・管理者会議へ出席し、市との連携を図る ○苦情受付と職員間で改善への取り組みの検討 ○個人情報の漏洩がないよう業務環境の点検 ○地域での広報活動や講演依頼等の対応 ○島根県立石見高等看護学院講師 ○養護老人ホーム入所判定委員の委嘱 ーフレイルー ○フレイル予防ついて住民への啓発 ○高齢者サロンや集いの場において、フレイル予防の啓発（民間企業の資源活用を検討） ○津田健康体操教室の自治会運営の後方支援（安田） ○東部圏域の通いの場（体操以外の趣味活動）の情報集約と、ケアマネジャー等への情報提供 ー人生会議（ACP）ー ○パンフレットを用いた地域住民への啓発	【任意事業】 【その他】

事業項目	令和7年度事業 重点項目	令和7年度 事業計画	令和7年度 実績報告
① 総合相談支援業務	【総合相談】 ・引き続き、・センターの役割・機能周知のための広報活動継続 ・身近な相談窓口として啓発の実施、 ・複雑化・複合化・多様化・重層化したニーズ、問題に対し、専門性を活かした相談の場とする 【地域包括支援ネットワークの構築】 ・地域関係機関との既存ネットワークの活用と社会資源を意識した新たなネットワーク構築への取り組み ・属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難という実情を踏まえ、重層的支援体制整の一翼を担う（「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」） ・インフォーマルサービスの把握、利用促進 ・医療、介護、障害、生活困窮、児童等の各分野の関係機関との相互関与（地域住民や多様な主体が協働して地域福祉を推進・地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制の見直し） 【実態把握】 ・圏域の生活環境に沿った地域実態の確認への取り組み ・地域の自主性や主体性などを把握し地域の特性に応じた対応 ・益田市と連携し圏域の高齢者や地域の状況を把握する	【総合相談】 ・商業施設、金融機関、クリニック、調剤薬局、公民館・集会場などへチラシを配布、掲示、置きビラ ・多面的な相談内容となるよう、適宜コンサルティングができるようなネットワークづくり、資料収集・整理・活用、多職種連携を図る ・研修や勉強会などに参加しスキルアップを図る 【地域包括支援ネットワークの構築】 ・行政との連携、協働 ・公民館等を訪問し地域関係者との連携を図る ・地域住民や地域団体を対象に、介護予防に関する制度やサービス、取組について説明、周知、啓発する機会を設ける（活動主体となる地域の住民に向けて周知・啓発を最優先とした、特に、キーパーソンとなる、民生・児童委員、老人クラブ連合会、自治会長、市内ボランティアなどを対象とする） ・インフォーマルサービスの把握、利用促進（民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援） ・ケースを通じた関係機関とのネットワークづくり（コンサルティングを意識） ・行政との連携強化。新設された総合支援課との協働（重層的支援体制整備）・“ひとまる会議”開催要請、支援方針協議 【実態把握】 ・生活支援コーディネーター、民生・児童委員、公民館、ボランティア団体、警察との連携 ・認知症カフェ、百歳体操、軽スポーツ教室、各地区イベントへの参加にて情報収集 ・益田市ニーズ調査の活用	【総合相談】 【地域包括支援ネットワークの構築】 【実態把握】
②権利擁護業務	【高齢者虐待への対応】 ・地域住民や関係機関からの相談や通報への適切な対応 ・相談・通報への早期対応、迅速なチーム支援への移行 【判断能力を欠く常況にある人への支援】 ・個別事例に対する多角的視点でのチーム対応 ・関連専門職や関係機関との連携、コンサルティング ・生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業の活用、及び、日常生活自立支援事業より成年後見制度への適切な移行	【高齢者虐待への対応】 ・関係機関と相互に連絡、協力、協働、支援が行える体制の構築（重層的支援体制整備事業） ・民生・児童委員と情報交換・共有 ・コア会議の積極的開催要請、支援方針協議 【判断能力を欠く常況にある人への支援】 ・益田市権利擁護推進会議篇への出席 ・益田市中心核機関、認知症疾患医療センター、法律関係専門職との連携 ・認知症初期集中支援チーム活用 ・認知症地域支援専門員との関係づくり、連携・協働 ・益田鹿足成年後見センター定例会への出席 ・石西権利擁護推進センターとの情報交換体制の構築 ・権利擁護に関する業務、成年後見制度等のコンサルティングを行う事業所・専門職の確保の是非、可否検討 ・益田市社会福祉協議会（あんしん生活支援センター）との連携強化 ・医療機関との連携	【高齢者虐待への対応】 【判断能力を欠く常況にある人への支援】 【消費者被害の防止及び対応】 【広報・啓発活動】

	【消費者被害の防止及び対応】 ・個別相談事例を通じた消費者被害防止への対応 ・消費者被害予防の啓発 【広報・啓発活動】 ・認知症・権利擁護、人権に関する各種イベント、研修への参加	【消費者被害の防止及び対応】 ・警察、消費生活センター等関係機関との連携 ・国民生活センター・長寿社会開発センターより資料（チラシ、資料、研修情報 etc.）入手、啓発活動や勉強会等に活用 【広報・啓発活動】 ・認知症関連の研修、イベントへの参加と関与 ・キャラバン・としての活動 ・“認知症の人と家族の会（益田地区）”との交流、情報交換 ・“おしゃべりカフェ”参加 ・国民生活センター・長寿社会開発センターより資料（チラシ、資料、研修情報 etc.）入手、啓発活動や勉強会等に活用 ・成年後見制度に関する研修、イベントへの参加と関与	
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	【関係機関の連携体制構築支援】 ・フォーマル・インフォーマル或いは介護予防サービス・介護サービス、医療サービスなど包括的にケアマネジメントが提供できるよう 【介護支援専門員に対する支援】 ・介護支援専門員からの相談への対応、個別支援・後方支援 ・フォーマル・インフォーマルサービス等の社会資源（担当者）との連携、協働 ・高齢者の心身の状態や生活環境などの変化に応じて、適切な支援やサービスを組み合わせ提供 ・ケースを通じて、個々の介護支援専門員に対し、ケアマネジメント力向上支援を実施 【主任介護支援専門員との連携】 ・地域のケアマネジメント力向上のための連携 ・地域の介護支援専門員同士のネットワーク構築	【関係機関の連携体制構築支援】 ・ボランティア活動、NPO 等によるサービス提供、地域の助け合いなどのインフォーマルサービスと協力・連携できる体制づくり、 ・地域におけるインフォーマルサービスの開発やネットワーク化などインフォーマルサポート機能の強化 ・既存のインフォーマルサポート機能の連携強化、活性化 ・医療機関との連携 【介護支援専門員に対する支援】 ・三職種、プランナーと夫々の専門性を発揮しケアプランに反映させる ・介護支援専門員からの適宜相談対応、事例検討会、ケアカンファレンス開催。コンサルテーション、ネットワーク活用 ・ケアマネジメント支援研修の実施、 ・（当センターにおいては）法定業務と法定外業務の明確な区分けを行い、事務的な業務については、事務職員へのタスクシフト促進を図る 【主任介護支援専門員との連携】 ・介護支援専門員支援研修の協働・協同。市町村や介護支援専門員の職能団体とともに企画開催 ・介護支援専門員連絡協議会など職能団体への協力 ・主任介護支援専門員同士のネットワーク構築 ・ケースによっては必要性を勘案し可能な限り協力して支援にあたる	【関係機関の連携体制構築支援】 【介護支援専門員に対する支援】 【主任介護支援専門員との連携】
④介護予防ケアマネジメント	【自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント】 ・自立支援・重度化防止に向けたアセスメント力を高める ・要支援者・事業対象者自身がセルフケアへの理解をする働きかけ、同時に家族への働きかけ ・介護予防ケアマネジメントから地域課題を探る ・フレイルに着目、「可逆性」があるということを踏まえ、ケアプランを作成する。	【自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント】 ・総合事業 介護予防ケアマネジメント運用マニュアルに基づいたマネジメントの実施 ・利用者本位の選択、社会資源を活用、利用者の能力、家族に対する支援の重要性を強く認識したケアマネジメント ・近接領域の知識習得、コンサルテーション、ネットワークにより、より充実したケアマネジメントを行う ・委託先居宅介護支援事業所への住民主体サービスの活用の働きかけ ・医療・介護の専門職以外の者でも適切な対応が可能となるよう、各サービスや事業等の利用に関す ・フレイルの概念、重要性の啓発。適切なアセスメント、介入 ・公正・中立性を担保しての居宅介護支援事業所への委託	【自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント】

⑤圏域地域ケア会議	【圏域地域ケア会議の開催】 ・圏域の実情・特性をから、定時型圏域地域ケア会議実施に向けた環境整備、随時型圏域地域ケア会議の実施 現時点では、圏域内の共通課題抽出は困難と判断し圏域内4地区毎での地域ケア会議を想定 ・地域課題の抽出	【圏域地域ケア会議の開催】 ・圏域内4地域ごとの圏域地域ケア会議開催 ・地域課題の検討、問題解決や資源開発・発掘 ・個別ケースを通じた随時型圏域地域ケア会議の開催 ・公民館との連絡を密にし、必要に応じて、益田市、生活支援コーディネーター、民生・児童委員、その他必要と認める者等の会議への参加要請 ・通所型サービスC、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）利用促進を図る ・住民主体の移動支援の実情把握、仕組みの検討	【圏域地域ケア会議の開催】
⑥任意事業・その他	【任意事業】 ・住み慣れた場所で自分らしい暮らしを継続できるよう住宅改修などの支援をする 【その他】 ・地域包括支援センター運営に関する会議への出席 ・苦情への適切な対応 ・個人情報保護と適切な取り扱い ・人生会議ACPの啓発 ・フレイルの概念、重要性の啓発、早期発見、介入 ・スタッフの量・質の確保、充実	【任意事業】 ・住宅改修の相談、手続き支援継続。住宅改修後の生活の評価を体系立てて行う 【その他】 ・益田市介護保険推進協議会出席 ・益田市地域包括支援センター連絡会議・管理者会議出席 ・益田市地域ケア推進会議出席 ・益田市地域ケア個別会議出席 ・島根県立石見高等看護学院非常勤講師 ・公共職業訓練介護職員初任者研修課程講義（島根県西部） ・適切な苦情受付、組織内での共有、改善への対応、毅然とした対応 ・個人情報漏洩がないような環境調整、意識の醸成 ・ACP資料を利用し地域住民への啓発活動を行う ・ネット輪—ク出席（事例検討会）、益田市健康増進課 ・フレイルの概念、重要性の啓発（益田市保健センターと協働） ・スタッフの質・量的な確保 ・スケールメリットを活かした募集、人事異動。研修やイベントへの参加による自己啓発	【任意事業】 【その他】

事業項目	令和7年度事業 重点項目	令和7年度 事業計画	令和7年度 実績報告
①総合相談支援業務	【総合相談】 地域住民等すべての人々の人権と尊厳を尊重して、本人の自己決定と自己選択に配慮した相談支援を行う 特に、認知症の方やそのご家族への相談や周知活動、独居の方の生活の不安、フレイル予防の相談や周知活動に取り組む また、多様化・複雑化する地域課題や生活課題を適切に把握できるよう、関係機関と連携して取り組むとともに、各種研修会等に参加し、自己研鑽や情報収集を図る 【地域包括支援ネットワーク構築】 圏域の公民館、サロン、各種会議に参加させて頂き、センターの業務の周知を図るとともに地域課題の把握や解決に取り組む また、小集会所単位にケアパスを持って「楽しく」をモットーに認知症の取り組みの啓発活動を行いながら、ネットワーク構築を図る 【実態把握】 圏域公民館や民生委員、生活支援コーディネーターから、地域住民の抱える課題を情報共有し、実態を把握していく。	【総合相談】 ・アウトリーチによる丁寧な相談対応 ・益田市認知症ケアパスの活用 ・障害福祉サービス等他制度利用者や 8050 等重層的な課題を抱える方への相談支援を関係機関と実施 ・重層的なケースや困難ケースなど事例提出を行いひとまる会議での相談や活用 ・早助や見守りサポートなど活用して高齢者（独居・高齢者夫婦など）の安心や徘徊高齢者との同居家族の安心支援 ・人生の終活活動（ACP）について相談・説明 ・市の地域支援事業利用の援助 ・支援会議などに参加 ・市内・市外問わず病院や施設との連携 ・水曜ケース検討会や弁護士相談会等への参加 ・相談面接技術や認知症、フレイルについての研修会等への参加 【地域包括支援ネットワーク構築】 ・圏域公民館や社会福祉協議会との連携（行事予定を事前に把握し計画的に参加し交流を図る） ・益田保健所と連携し病気を抱える方達の集いの場所などの活用 ・圏域へ出向き包括支援センターのパンフレット、グッズなど配布など行い啓発活動 ・民生委員との顔の見える関係づくり（民生委員との交流の機会） ・圏域サロンや集い、認知症カフェ、百歳体操等公民館活動へ参加、 ・障がい者分野の事業所との連携 ・行政の各課との連携 ・地域共生社会について研修参加や報告会を行う 【実態把握】 ・第二層協議体と連携し圏域 6 ヶ所の公民館への訪問、情報交換 ・社会福祉協議会開催の第 2 層協議会に参加 ・行政機関からの情報収集、地域の実態や課題の把握 ・障がい者の支援センターとの情報交換	
②権利擁護業務	【高齢者虐待への対応】 相談、通報があった時点で、地域包括推進係と連携し、初動期対応、協働、早急な終結に向け取り組む。 また、未然防止のため、地域での周知活動に取り組む。 【判断能力を欠く状況にある人への支援】 高齢者の成年後見制度の利用、日常生活自立支援事業の活用、また、認知症の方やその家族から相談に、関係機関と連携しながら対応する。 特に、認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、認知症カフェのような、アットホームで楽しい啓発活動に取り組む。 【消費者被害の防止及び対応】 個別の事例に対し、被害回復や再発防止に向け、関係機関と連携し相談対応を行うとともに、防止に向けた周知活動に取り組む。	【高齢者虐待への対応】 ・高齢者虐待または疑われる事例への迅速な対応 ・虐待防止コア会議への事例提出、支援体制検討 ・虐待防止研修会等への参加 ・集いの場等での周知活動 【判断能力を欠く状況にある人への支援】 ・成年後見についての相談には、地域包括推進係や益田・鹿足成年後見センターと連携して対応 ・日常生活自立支援の相談については社会福祉協議会と連携して対応 ・障がい者については益田市基幹相談支援センターなどとの連携 ・圏域のサロンや集いに出向き啓発活動や相談支援に取り組む ・地域の認知症カフェへの参加・交流 ・法人内の認知症カフェ開催 ・キャラバンメイト研修等の受講 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員との連携 ・水曜ケース会議を活用 ・益田鹿足成年後見センター運営会議・定例相談会への参加 【消費者被害の防止及び対応】 ・消費者センターや消費生活センターと連携し対応 ・弁護士による無料相談活用への支援 ・集いの場等で予防のための周知活動	

	【広報・啓発活動】 高齢者虐待の防止や成年後見制度・日常生活自立支援事業の紹介、消費者被害の防止のため、周知活動を行う。	・パンフレットやグッズ配布などで啓発活動 【広報・啓発活動】 ・年度初めにセンターの周知に合わせ、認知症の理解や権利擁護についての紹介のチラシやグッズ等作成、配布 ・地域の各機関と連携し、様々な機会を通じ、情報発信	
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	【関係機関との連携体制構築支援】 介護支援専門員やサービス提供事業者、行政機関、民生委員、インフォーマルな支援者等とのネットワークの構築をする。 介護支援専門員との連携を深めるため、各事業所に訪問し、意見など収集し地域包括ケア推進のための連携を深める。 【介護支援専門員に対する個別支援】 利用者にとって最善のケアマネジメントが提供されるよう、介護支援専門員に寄り添い、事例ごとに指導や助言を行う。 また、ケアマネジメント支援研修を市とともに開催し、ケアマネジメントの質の向上を図る。 【主任介護支援専門員との連携】 各事業所の主任介護支援専門員と連携し、介護支援専門員等の知識、技術の向上を図る。 また、主任介護支援専門員同士で協力し、指導力向上、共通理解、地域づくりを行う。	【関係機関との連携体制構築支援】 ・居宅介護支援事業所やサービス提供事業者等と顔の見える関係作り ・介護支援専門員との信頼関係作り、交流 ・介護支援専門員連絡会への参加 ・ますだ福祉医療ネットワークへの参加(奇数月) ・介護予防ケアプランのチェック時等の機会を有効に活用し、介護支援専門員や介護予防支援員から地域住民の抱える課題を情報収集 ・益田市地域ケア会議、地域ケア個別会議への参加(開催月) 【介護支援専門員に対する個別支援】 ・介護支援専門員が作成したケアプランを確認、評価 ・援助に困難を感じている介護支援専門員へ助言、後方支援 ・ケアマネジメント支援研修の企画、案内(知識習得研修は 5 つのセンターで担当) ・SV 型の事例検討を活用する 【主任介護支援専門員との連携】 ・ケアマネジメント支援研修会の協働企画運営 ・主任介護支援専門員フォローアップ研修会の企画運営 ・主任介護支援専門員との連携により地域の介護支援専門員等のケアマネジメント実践を支援する ・研修会や会議への参加を通じ、連携強化	

④介護予防ケアマネジメント	【自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント】 利用者とともに、自立を支援し、自己決定と自己選択に配慮したケアプランを作成する。 また、地域の様々な社会資源を可能な限り情報収集して活用し、地域での生活を支援するプラン作成を行う。 利用者の人権と尊厳を尊重できるよう、各種研修会に参加しスキルアップするとともに、多職種、関係機関との連携を大切にする。	【自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント】 ・介護予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメントの実施 ・益田市地域支援事業及び益田市高齢者支援事業の活用支援 ・自立支援に向けたケアプラン作成 ・フォーマル・インフォーマル問わず社会資源を活用したプラン作成 ・介護予防やケアマネジメントについての会議や研修会等への参加 ・ケアマネジメント技術向上のための研修会への参加 ・多職種、関係機関との連携	
⑤圏域地域ケア会議	【圏域地域ケア会議の開催】 地域ケア個別会議や西部地域ケア会議で事例検討等を行い、地域課題を把握する。また、益田市地域ケア推進会議へ地域課題をつないでいくとともに、関係機関や地域住民とのネットワークを強め、協働して体制作りを行う	【圏域地域ケア会議の開催】 ・地域ケア個別会議や西部圏域ケア会議で自立支援・重度化防止に取り組む ・地域課題を把握し、地域ケア会議を活用して改善に取り組む。 ・地区の民生・児童委員など地域の方個々に包括を高齢者の相談場所としての認識及び活用しやすさがあるかなど違いがみられる為民生・児童委員の意識調査に取り組み地域ケア会議に活かしていく ・事例に合わせ、柔軟に参加者を調整し、多様な意見を出し検討	
⑥任意事業・その他	【任意事業】 住宅改修支援事業の対象者に対し、住宅改修に関する情報提供や助言等を行い、適切な事業実施をおこなう 法人内の地域支援事業に協働する 【その他】 石見高等看護学校の授業、実習のスムーズな受け入れ。 公民館や協議体と連携して、各地域の実態を把握し、地域で包括的ケアをどう作っていけるか協働していく 地域包括ケアシステムのための取り組みを行う 地域包括支援業務遂行のための各種会議、研修会等への参加を積極的に行う	【任意事業】 ・住宅改修の支援 ・認定調査の受託 ・地域交流の機会へ積極的に参加 ・法人内の地域福祉委員会と協力して地域への貢献活動（受診や買い物移送援助や講師依頼など）など行う。認知症（寿梅ちゃん）カフェの開催を協働する ・地域の社会資源の開発に協働する 【その他】 ・島根県立石見高等看護学院の生徒実習受け入れ ・島根県立石見高等看護学院講師派遣 ・益田市介護保険推進協議会、益田市地域ケア推進会議への参加 ・在宅医療・介護連携推進のための多職種研修会への参加 ・益田圏域地域包括支援センター連絡会への出席（開催月） ・島根県包括連絡会議への参加 ・地域包括支援業務遂行の為の各種会議への参加	

事業項目	令和 7 年度事業の重点項目	令和 7 年度 事業計画	令和 7 年度 実績報告
①総合相談 支援業務	【総合相談】 ・地域住民の身近な相談窓口としての周知を継続して行う。 ・地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう様々な相談に対応し、課題を明確にした上で適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用に繋げる等の支援を行う。また、継続的フォローを行うことで困りごとの解決に向けた対応を行う。 ・複合化・複雑化した支援ニーズに対し、地域共生社会の観点に立った包括的な支援を行う。 【地域包括支援ネットワークの構築】 ・様々な相談に対応できるよう、医療や介護・高齢・障害・地域福祉等の様々な分野に関する情報の収集・整理・把握を行なうとともにネットワークの構築に努める。 【実態把握】 ・支援が必要な人を発見するとともに、地域ごとの課題やニーズの把握を行なう。	【総合相談】 ・地域住民や関係機関等が集う場を活用し、相談窓口の周知活動を行う ・相談対応の充実（窓口・訪問・関係会議や地域事業等への参加による相談受付や対応） ・他の相談支援を実施する機関との連携 【地域包括支援ネットワークの構築】 ・地域ケア会議、関係会議や地域事業等を通じた情報の収集・整理・把握（美都地区民生児童委員協議会定例会・地域サロン・美都圏域第 2 層協議体・社会福祉協議会関係会議等） ・重層的体制整備事業との連携 ・各関係機関や民生委員、インフォーマルサポート関係者等とのネットワーク構築 【実態把握】 ・地域ケア会議や第 2 層協議体・第 2 層生活支援コーディネーターとの連携等を通じた社会資源・地域課題等の把握 ・関係会議や地域事業への参加等を通じた支援が必要な人の発見・地域課題やニーズ等の把握	
②権利擁護業務	【高齢者虐待への対応】 ・高齢者虐待対応について、益田市高齢者福祉課や美都地域総務課等との連携を図り、初動期から終結までの対応や支援を迅速に行なう。 【判断能力を欠く常況にある人への支援】 ・セルフ・ネグレクト状態や認知症の症状がある高齢者等に対して関係機関と協働し、支援を行う。 ・日常生活自立支援事業の相談について、社会福祉協議会と連携しながら対応し、自立生活の継続に向けて援助を行う。 ・成年後見制度利用相談について、迅速にサポートできる体制を整える。 ・多機関・多職種との連携による支援が十分に行えるよう、会議や	【高齢者虐待への対応】 ・高齢者虐待対応フローチャートに基づき、高齢者虐待または疑われる事例への迅速な対応 ・益田市権利擁護推進会議への出席（開催月） ・虐待対応に関する研修会への参加 ・虐待防止に関する内部研修会の実施 【判断能力を欠く常況にある人への支援】 ・セルフ・ネグレクト状態にある事例への対応 ・認知症高齢者等、高齢者の権利擁護に関する事例への対応 ・日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度の活用についての対応 ・権利擁護に関する研修会への参加 ・認知症ケアパスを活用し、認知症予防の啓発と認知症相談窓口の周知を行う	

	研修等を活用して情報の共有や関係づくりを図る。 ・美都地域ケア会議において、認知症の方への対応についての検討を行い個別事例への対応を行う。 ・認知症に関する普及啓発を行いながら個別事例への対応を行っていく。 【消費者被害の防止及び対応】 ・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援を行うとともに、被害回復のための関係機関に繋ぐ。 【広報・啓発活動】 ・関係機関との連携を図りながら、虐待・消費者被害・認知症の方への理解・日常生活自立支援事業・成年後見制度等の啓発等を行い、権利擁護に関する支援が必要な方への早期対応が行えるよう努める。	・認知症初期集中支援チームとの連携 ・認知症高齢者・若年性認知症の支援等に関する研修会への参加 【消費者被害の防止及び対応】 ・駐在所や消費生活センター等の関係機関と連携し、消費者被害に関する啓発・相談対応を行う。 【広報・啓発活動】 ・地域事業等への参加を通じ、権利擁護に関する広報・啓発活動	
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	【関係機関の連携体制構築支援】 ・地域ケア会議を通じ、美都地域の福祉関係者間の協働型ネットワークの構築を図り、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。 【介護支援専門員に対する支援】 ・地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、関係機関と連携を図りながら具体的な支援方針を検討し、助言等を行う。 ・介護支援専門員が地域の様々な社会資源を活用できるよう、地域との連携を図りながら社会資源の把握を行い、必要に応じた情報提供を行う。 【主任介護支援専門員との連携】 ・主任介護支援専門員が中心となり、介護支援専門員との連携を図りながら、支援を必要とする方に対し、介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントの実践ができるよう環境づくりを行なう。	【関係機関の連携体制構築支援】 ・地域ケア会議や個別相談等を通じた関係機関等との連携における介護支援専門員のニーズ把握 ・益田市地域ケア推進会議・益田市地域ケア個別会議への出席（開催月） ・行政保健師と連携し、個別事例へ対応 【介護支援専門員に対する支援】 ・介護支援専門員が抱える困難事例についての後方支援(支援方針の検討・助言・地域ケア会議等を通じた対応方法の検討等) ・把握している地域の社会資源について、介護支援専門員へ情報提供を行う。 ・益田市ケアマネジメント支援研修企画・運営 【主任介護支援専門員との連携】 ・主任介護支援専門員フォローアップ研修企画・運営 ・主任介護支援専門員を中心とした介護支援専門員との連携強化 ・美都地域におけるケアマネジメントの課題の把握	
④介護予防ケアマネジメント	【自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント】 ・予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業において適切にサービス提供されるようマネジメントを行う。 ・「自立に向けた介護予防と生活支援への取り組み」について地域住民の方々に説明を行いながら、サービスの維持向上を図る。	【自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント】 ・予防給付のケアマネジメント、介護予防・生活支援サービス事業の介護予防ケアマネジメントの実施 ・益田市地域支援事業および益田市高齢者支援事業の利用者支援業務 ・ケアマネジメント技術向上のための研修会への参加 ・介護予防・日常生活支援総合事業に関わる会議や研修への参加	

⑤圏域地域ケア会議	【圏域地域ケア会議の開催】 ・定例型・随時型圏域地域ケア会議の開催 ・地域ケア会議での事例検討を積み重ねる中で、ケアマネジメント支援、地域課題の把握・整理を行なう。 また、地域課題に対する対応策について、関係機関と連携を図りながら地域でできる取り組みについての検討・実施を行なう。 ・地域ケア会議で整理された地域課題について、美都圏域第2層協議体や適切な会議体へ繋げる。	【圏域地域ケア会議の開催】 ・益田市高齢者福祉課、美都地域総務課、社会福祉協議会美都支所、益田保健所等との連携により、定例型圏域地域ケア会議の開催(偶数月) ・必要に応じ、随時型圏域地域ケア会議の開催 ・地域ケア会議で把握・整理を行った地域課題に対する取り組みの実施 ・第2層生活支援コーディネーターとの連携強化による地域課題への取り組みの実施	
⑥任意事業・その他	【任意事業】 ・介護予防支援又は居宅介護支援の提供を受けていない要支援又は要介護認定者に対する住宅改修支援を行なう。 【業務に関係する関係各機関との連携】 ・地域包括支援センターの業務に関する関係各機関とのネットワークづくりや業務における資質向上に繋げていく。	【任意事業】 ・住宅改修の利用支援 【行政が主催する会議】 ・益田市地域包括支援センター連絡会議（年3回） ・益田市介護保険推進協議会(開催月) ・益田市地域ケア推進会議(開催月) ・益田市権利擁護推進会議(開催月) ・益田市地域ケア個別会議(適宜) 【他機関が主催する会議】 ・益田鹿足成年後見センター運営協議会・定例相談会(毎月) ・グループホーム運営推進協議会（偶数月） ・地域密着型サービス運営推進会議(年2回) ・ますだ福祉医療ネットワーク会議(開催月) ・美都圏域第2層協議体(奇数月)	

事業項目	令和7年度事業 重点項目	令和7年度 事業計画	令和7年度 実績報告
①総合相談支援業務	【総合相談】 ・地域住民等に「身近な相談窓口」として利用してもらえるよう、窓口の周知啓発や情報発信等を継続する。 ・地域住民の孤立を防ぎ、生活にかかわる困りごとの相談がサービス利用や支援につながりやすい環境づくりに取り組む。 【地域包括支援ネットワークの構築】 ・地域の様々な関係者や関係機関、地域住民等と、支援ネットワークの必要性の共通理解をはかり、活用できるネットワークを構築する。 【実態把握】 ・地域のネットワークや高齢者が集まる場を活用し、高齢者の生活の実態把握をおこなう。 ・総合相談業務を通じて、個人や地域にどのような課題や傾向があるのか把握する。	【総合相談】 ・地域住民や地域の関係者や関係機関が集う機会や地域の情報誌などを活用し、センターの業務周知や利用促進などの啓発活動を継続する。 ・家族介護者に対し適切な情報等を提供し、介護負担の軽減や離職防止等に向けた支援をおこなう。 ・収集、整理した社会資源情報を可視化して、公民館や民生委員など地域の援助者へ提供する。情報は定期的に更新する。 【地域包括支援ネットワークの構築】 ・公民館や駐在所、民生委員などが職務を通じて見つけた気になる高齢者への支援について、関係者がチームとしてかかわる体制づくりに取り組む。 【実態把握】 ・高齢者が集まる場での相談を通じて生活等の実態把握をおこなう。 ・総合相談として受け付けた内容や相談経路などを集計分析し、センターの周知状況や地域課題の把握に活かす。	
②権利擁護業務	【高齢者虐待への対応】 ・通報受付後の初動期から終結までの対応や支援は、匹見地域総務課や高齢者福祉課との連携・協働を基盤とし、事例に関係する各機関と援助関係を構築しながらおこなう。 【判断能力を欠く常況にある人への支援】 ・必要な支援や受診等を拒否するセルフネグレクト状態の人や認知症の症状がある人などの対応について、匹見地域総務課や関係機関と協働しながら支援する。 【消費者被害の防止及び対応】 ・消費生活センターや駐在所等と連携して、地域における消費者被害に関する情報を把握し、地域へ情報提供をおこなう。関係者等と適宜連絡を取り合い対応する。 【広報・啓発活動】 ・虐待や消費者被害の早期発見や、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用などのに関する情報を地域に発信し、権利を守る意識を高めるとともに、相談窓口の周知をはかる。	【高齢者虐待への対応】 ・市の高齢者虐待防止対応マニュアル等に従い、匹見地域総務課や高齢者福祉課と連携して対応する。また、事例に関係する各機関からの情報等を集約し、対応の方向性の共有をはかる。 ・益田市権利擁護推進会議への出席、虐待対応に関する研修会への参加を通して、関係機関等とのネットワークづくりをおこなうとともに、高齢者虐待対応をおこなう専門職としてのスキルアップをはかる。 【判断能力を欠く常況にある人への支援】 ・福祉委員や民生児童委員等へ協力を仰ぐなど、地域全体で支援する視点をもって対応する。 ・関係機関と連携し、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度の活用につなげる。 ・認知症や権利擁護に関する会議や研修会への参加を通して、関係機関等とのネットワークづくりに取り組む。また、権利擁護業務を担う機関としてのスキルアップをはかる。 【消費者被害の防止及び対応】 ・適宜、駐在所などと情報交換し、地域住民、福祉委員、民生児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供をおこなう。 【広報・啓発活動】 ・高齢者や家族、地域住民等から虐待や消費者被害などについての相談や情報がもたらされるよう、駐在所と連携しながら、サロンや健康教室などでの周知・啓発活動をおこなう。 ・チラシの配布や講話の実施、認知症サポーター養成講座の開催など、認知症などに関する正しい情報を伝える活動を行い、地域の権利擁護意識の醸成と共有をはかる。	

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	【関係機関の連携体制構築支援】 ・圏域地域ケア会議のネットワーク構築機能を活用し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。 ・出席する会議等で得た情報やネットワークを地域に還元する。 【介護支援専門員に対する支援】 ・日常的な支援に加え、困難事例については適宜、事例検討をおこない、ケアマネジメント力の向上支援をおこなう。 ・生活支援コーディネーターとの連携により把握・整理した地域の社会資源情報を介護支援専門員へ提供し、ケアマネジメントに活かせるよう支援する。 【主任介護支援専門員との連携】 ・他地域の主任介護支援専門員との連携をはかりながら、地域の居宅介護支援事業所の実践を支援する。	【関係機関の連携体制構築支援】 ・益田市地域ケア推進会議、益田市地域ケア個別会議、第２層協議体等により得た情報やネットワークを地域の介護支援専門員と関係機関との連携体制構築に活かしていく。 【介護支援専門員に対する支援】 ・地域ケア会議や包括居宅合同ミーティングなどを活用し、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例の検討をおこなう。 ・収集、整理した地域の社会資源情報を可視化して介護支援専門員等へ提供する。情報は定期的に更新する。 【主任介護支援専門員との連携】 ・地域の介護支援専門員等のニーズに基づいた研修会等の企画や運営をとともにおこなう。	
④介護予防ケアマネジメント	【自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント】 ・予防給付および介護予防・生活支援サービス事業によるサービスが適切に提供されるようケアマネジメントをおこなう。 ・高齢者や家族、サービス事業所等と「介護予防」や「自立支援」の意識の共有をはかり、高齢者の行動変容につながる支援をおこなう。 ・地域住民に向けて、フレイル予防についての啓発と情報提供活動をおこなう。	【自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント】 ・高齢者と地域のつながりを意識した予防給付および介護予防・生活支援サービス事業の介護予防ケアマネジメントを実践する。 ・介護予防・日常生活支援総合事業に関わる会議や研修、ケアマネジメント技術向上のための研修等へ参加し、業務に係る情報と知識の習得やスキルアップをはかる。 ・歯科診療所と協働し、フレイル予防啓発チラシの作成と配布及び地域住民が集う場でのプレゼンテーションを継続し、フレイル予防の推進に取り組む。	
⑤圏域地域ケア会議	【圏域地域ケア会議の開催】 ・個別事例検討を通して、援助者間の連携意識を深め、支援の方向性などを共有し、介護支援専門員等のケアマネジメント力の向上と支援をはかる。 ・整理・分析した地域課題や、地域づくりに向けて検討した取り組みについて、第２層協議体とともに協議する場を定期的に設ける。	【圏域地域ケア会議の開催】 ・介護・医療・福祉等の専門職を中心とした定例型の地域ケア会議を継続して取り組む。また、相談事例について話し合う場を柔軟に設定する。 ・地域課題の解決に向けた取り組みについて、関係機関等との連携を基盤におく視点をもちながら検討し、実施につなげる。 ・生活支援や介護予防に係る地域課題や、課題解決に向けた取り組みについて、第２層協議体とともに協議する機会を定期的にもつ。	

⑥任意事業・ その他	【任意事業】 ・住宅改修支援事業の対象者に対し、住宅改修に関する情報提供や助言等を行い、適切な事業実施をおこなう。 【その他】 ・業務に関する関係各機関との連携による支援のネットワーク形成をはかるとともに、センター業務における資質向上をはかる。	【任意事業】 ・住宅改修に係る事前・事後の申請について速やかにおこなう。 ・対象者等の生活や身体の状態に応じて、必要な支援につなぐ。 【その他】 ・行政や多機関が主催する会議への出席を通し、関係各機関とのネットワーク形成や、業務における資質向上につなげていく。 1) 行政が主催する会議 ・益田市介護保険推進協議会（開催月） ・益田市地域ケア推進会議（開催月） ・益田市権利擁護推進会議（開催月） ・益田市地域ケア個別会議（適宜） ・益田市地域包括支援センター連絡会議（年3回） 2) 他機関が主催する会議 ・益田鹿足成年後見センター運営協議会・定例相談会（毎月） ・地域密着型通所介護事業所運営推進会議（2事業所・年2回） ・匹見地域生活相談員会議（適宜） ・匹見圏域第2層協議体（毎月）	
-----------------------	--	---	--

